

大阪市規則第54号

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(調査対象期間)	(調査対象期間)
第4条 [略]	第4条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 基準日以前6箇月の期間において、次の各号に掲げる者（特定職員を除く。）から引き続き給与条例適用職員（前項に規定する職員を除く。）（第7号に掲げる者から給与条例適用職員となる場合にあっては教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の校長又は教員に、第9号に掲げる者から給与条例適用職員となる場合にあっては学術的専門的知識又は技術を必要とする職につくため給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員として特に招へいされた者のうち総務局長が定めるものに限る。）となった者の当該各号に掲げる者としての引き続きいた在職期間（特定職員としての引き続きいた在職期間を除く。）は、調査対象期間とみなす。	[3 同左]
[(1)~(5) 略]	[(1)~(5) 同左]

(6) 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号。以下「非常勤職員条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員及び水道局会計年度給与規程第1条に規定する会計年度任用職員（以下これらを「会計年度任用職員」という。）（非常勤職員条例第9条第2項、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）第11条第7項、教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第28号）第11条第7項又は水道局会計年度給与規程第11条第2項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を受ける者に限る。第7条第3項において同じ。）

[(7)~(10) 略]

(期末手当)

第7条 [略]

[2 略]

3 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において会計年度任用職員（非常勤職員条例第3条第1項に規定する会計年度任用短時間勤務職員及び水道局会計年度給与規程第5条第2項に規定する会計年度任用短時間勤務職員に限る。）として勤務していた期間（以下「会計年度任用短時間勤務の期間」という。）がある職員については、会計年度任用短時間勤務の期間において当該職員と勤務箇所等が同一であった常勤の

(6) 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号。以下「非常勤職員条例」という。）第1条に規定する会計年度任用職員及び水道局会計年度給与規程第1条に規定する会計年度任用職員（以下これらを「会計年度任用職員」という。）（非常勤職員条例第9条第2項、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）第11条第7項、教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第28号）第11条第7項又は水道局会計年度給与規程第11条第2項の規定により期末手当の支給を受ける者に限る。第7条第3項において同じ。）

[(7)~(10) 同左]

(期末手当)

第7条 [同左]

[2 同左]

3 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において会計年度任用職員（非常勤職員条例第3条第1項に規定する会計年度任用短時間勤務職員及び水道局会計年度給与規程第5条第2項に規定する会計年度任用短時間勤務職員に限る。）として勤務していた期間がある職員（以下「会計年度任用短時間勤務の期間がある職員」という。）については、当該期間において会計年度任用短時間勤務の期間がある職員と勤務箇所

職員の所定の勤務日を会計年度任用短時間勤務の期間における所定の勤務日と、会計年度任用短時間勤務の期間（第5条各号に掲げる事由により勤務しなかった日を除く。以下この項において同じ。）における当該常勤の職員の所定の勤務時間から会計年度任用短時間勤務の期間がある職員の所定の勤務時間を減じて得た時間を7時間45分で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数を会計年度任用短時間勤務の期間における欠勤等の日数とそれぞれみなして、条例第2条第2項に規定する実勤務日数を算定し、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

[4～10 略]

（勤勉手当）

第8条 [略]

[2 略]

3 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において会計年度任用短時間勤務の期間がある職員については、会計年度任用短時間勤務の期間において当該職員と勤務箇所等が同一であった常勤の職員の所定の勤務日を会計年度任用短時間勤務の期間における所定の勤務日と、会計年度任用短時間勤務の期間（第5条各号に掲げる事由により勤務しなかった日を除く。以下この項において同じ。）における当該常勤の職員の所定の勤務時間から会計年度任用短時間勤務の期間がある職員の所定の勤務時間を減じて得た時間を7時間45分で除して得た

等が同一であった常勤の職員の所定の勤務日を当該期間における所定の勤務日と、当該期間（第5条各号に掲げる事由により勤務しなかった日を除く。以下この項において同じ。）における当該常勤の職員の所定の勤務時間から会計年度任用短時間勤務の期間がある職員の所定の勤務時間を減じて得た時間を7時間45分で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数を当該期間における欠勤等の日数とそれぞれみなして、条例第2条第2項に規定する実勤務日数を算定し、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

[4～10 同左]

（勤勉手当）

第8条 [同左]

[2 同左]

[新設]

数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数を会計年度任用短時間勤務の期間における欠勤等の日数とそれぞれみなして、別表第4及び別表第5の規定を適用する。

4 [略]

5 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において給与条例適用職員となった者については、その者が基準日以前6箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該期間のうち調査対象期間以外の期間における所定の勤務日の日数（任期付短時間勤務職員にあっては、当該期間における勤務箇所等同一常勤職員の所定の勤務日の日数）を欠勤等の日数とみなして、別表第4及び別表第5の規定を適用する。

6～8 [略]

9 第6項又は第7項の規定による割合により算定した条例第3条第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額が同条第5項各号に定める額の総額の合計額を超えることとなる場合には、同条第2項第1号又は第2号の職員の勤務成績による割合について、必要な調整を行うものとする。

別表第6（第8条関係）

ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表
[表 別紙2 挿入]

イ 消防局職員の勤務成績による割合表

3 [同左]

4 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において給与条例適用職員となった者については、その者が基準日以前6箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該期間のうち調査対象期間（第4条第3項第6号の規定により調査対象期間とみなされた期間を除く。）以外の期間における所定の勤務日の日数（任期付短時間勤務職員にあっては、当該期間における勤務箇所等同一常勤職員の所定の勤務日の日数）を欠勤等の日数とみなして、別表第4及び別表第5の規定を適用する。

5～7 [同左]

8 第5項又は第6項の規定による割合により算定した条例第3条第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額が同条第5項各号に定める額の総額の合計額を超えることとなる場合には、同条第2項第1号又は第2号の職員の勤務成績による割合について、必要な調整を行うものとする。

別表第6（第8条関係）

ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表
[表 別紙1 挿入]

イ 消防局職員の勤務成績による割合表

<p>[表 別紙4 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙6 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙8 挿入]</p> <p>[備考 略]</p> <p>別表第7 (第8条関係)</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙10 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙12 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙14 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙16 挿入]</p> <p>[備考 略]</p>	<p>[表 別紙3 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙5 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙7 挿入]</p> <p>[備考 同左]</p> <p>別表第7 (第8条関係)</p> <p>ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙9 挿入]</p> <p>イ 消防局職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙11 挿入]</p> <p>ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙13 挿入]</p> <p>エ 教育職員の勤務成績による割合表</p> <p>[表 別紙15 挿入]</p> <p>[備考 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表第6アの表 別紙1]

職員の区分 \ 相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の150.1</u>	<u>100分の126.8</u>	<u>100分の103.5</u>	<u>100分の84.8</u>	<u>100分の81</u> 、 <u>100分の69.8</u> 又は <u>100分の58.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の176.4</u>	<u>100分の149.2</u>	<u>100分の122</u>	<u>100分の103.3</u>	<u>100分の99.5</u> 、 <u>100分の88.3</u> 又は <u>100分の77</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の176.4</u>	<u>100分の149.2</u>	<u>100分の122</u>	<u>100分の103.3</u>	<u>100分の99.5</u> 、 <u>100分の88.3</u> 又は <u>100分の77</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の167.9</u>	<u>100分の145.7</u>	<u>100分の123.5</u>	<u>100分の104.8</u>	<u>100分の101</u> 、 <u>100分の89.8</u> 又は <u>100分の78.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務

					局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の120.6</u>	<u>100分の114.3</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、 <u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6アの表 別紙2]

職員の区分 \ 相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の143.4</u>	<u>100分の121.1</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の80.1</u>	<u>100分の65.1</u> 又は <u>100分の53.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の161.2</u>	<u>100分の140</u>	<u>100分の118.8</u>	<u>100分の100.1</u>	<u>100分の85.1</u> 又は <u>100分の73.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

					割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.9</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6イの表 別紙3]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の176.4</u>	<u>100分の149.2</u>	<u>100分の122</u>	<u>100分の103.3</u>	<u>100分の99.5</u> 、 <u>100分の88.3</u> 又 は <u>100分の77</u> の うちから勤務 成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局 長が定める割 合
部長級の職員	<u>100分の176.4</u>	<u>100分の149.2</u>	<u>100分の122</u>	<u>100分の103.3</u>	<u>100分の99.5</u> 、 <u>100分の88.3</u> 又 は <u>100分の77</u> の うちから勤務 成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局 長が定める割 合
課長級の職員	<u>100分の167.9</u>	<u>100分の145.7</u>	<u>100分の123.5</u>	<u>100分の104.8</u>	<u>100分の101</u> 、 <u>100分の89.8</u> 又 は <u>100分の78.5</u> のうちから勤 務成績等に基づ く支給区分 に応じて総務 局長が定める 割合
課長代理級の職員	<u>100分の168</u>	<u>100分の146.5</u>	<u>100分の125</u>	<u>100分の106.3</u>	<u>100分の102.5</u> 、 <u>100分の91.3</u> 又 は <u>100分の80</u> の うちから勤務 成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局

					長が定める割合
係長級の職員又は3級の職員	<u>100分の124.8</u>	<u>100分の118.2</u>	<u>100分の108.3</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、 <u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の117</u>	<u>100分の113</u>	<u>100分の107</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、 <u>100分の93.8</u> 又は <u>100分の90</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6イの表 別紙4]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の161.2</u>	<u>100分の140</u>	<u>100分の118.8</u>	<u>100分の100.1</u>	<u>100分の85.1</u> 又は <u>100分の73.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員	<u>100分の161.4</u>	<u>100分の140.8</u>	<u>100分の120.2</u>	<u>100分の101.5</u>	<u>100分の86.5</u> 又は <u>100分の75.2</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める

					割合
係長級の職員又は3級の職員	<u>100分の121.7</u>	<u>100分の115.3</u>	<u>100分の105.7</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の95</u> 、 <u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の114.5</u>	<u>100分の110.5</u>	<u>100分の104.5</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の95</u> 、 <u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6ウの表 別紙5]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の176.4</u>	<u>100分の149.2</u>	<u>100分の122</u>	<u>100分の103.3</u>	<u>100分の99.5</u> 、 <u>100分の88.3</u> 又 は <u>100分の77</u> の うちから人事評 価等に基づく支 給区分に応じて 総務局長が定め る割合
部長級の職員	<u>100分の176.4</u>	<u>100分の149.2</u>	<u>100分の122</u>	<u>100分の103.3</u>	<u>100分の99.5</u> 、 <u>100分の88.3</u> 又 は <u>100分の77</u> の うちから人事評 価等に基づく支 給区分に応じて 総務局長が定め る割合
課長級の職員	<u>100分の167.9</u>	<u>100分の145.7</u>	<u>100分の123.5</u>	<u>100分の104.8</u>	<u>100分の101</u> 、 <u>100</u> <u>分の89.8</u> 又は <u>100分の78.5</u> の うちから人事評 価等に基づく支 給区分に応じて 総務局長が定め る割合
課長代理級の職員、係 長級の職員、3級の職 員、2級の職員又は1 級の職員	<u>100分の119.8</u>	<u>100分の113.9</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、 <u>100分の93.8</u> 又 は <u>100分の90</u> の うちから人事評 価等に基づく支 給区分に応じて 総務局長が定め る割合

[別表第6ウの表 別紙6]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の161.2</u>	<u>100分の140</u>	<u>100分の118.8</u>	<u>100分の100.1</u>	<u>100分の85.1</u> 又は <u>100分の73.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.9</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6エの表 別紙7]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長又は園長	<u>100分の155</u>	<u>100分の139.4</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の110.5</u>	<u>100分の98.4</u>
副校長又は教頭	<u>100分の148.2</u>	<u>100分の136.6</u>	<u>100分の125</u>	<u>100分の111.7</u>	<u>100分の99.6</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の111.6</u>	<u>100分の109.4</u>	<u>100分の106.1</u>	<u>100分の100.6</u>	<u>100分の96.2</u>

[別表第6エの表 別紙8]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長又は園長	<u>100分の151.9</u>	<u>100分の136.6</u>	<u>100分の121.3</u>	<u>100分の108</u>	<u>100分の95.9</u>
副校長又は教頭	<u>100分の145.1</u>	<u>100分の133.8</u>	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の109.2</u>	<u>100分の97.1</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の108.5</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の103.5</u>	<u>100分の98.1</u>	<u>100分の93.7</u>

[別表第7アの表 別紙9]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の67</u>	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.6</u>	<u>100分の51.8</u> 、 <u>100分の49.7</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の52.8</u>	<u>100分の51.4</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7</u> 、 <u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7アの表 別紙10]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の59.75</u>	<u>100分の59.25</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の52.35</u>	<u>100分の48.45</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の49.15</u>	<u>100分の48.95</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.05</u>	<u>100分の44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙11]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100分の67</u>	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.6</u>	<u>100分の51.8</u> 、 <u>100分の49.7</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7</u> 、 <u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙12]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100分の59.75</u>	<u>100分の59.25</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の52.35</u>	<u>100分の48.45</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.05</u>	<u>100分の45.45</u> 、 <u>100分の44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙13]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の67</u>	<u>100分の63.5</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.6</u>	<u>100分の51.8</u> 、 <u>100分の49.7</u> 又は <u>100分の47.6</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の51.4</u>	<u>100分の50.7</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7</u> 、 <u>100分の45.9</u> 又は <u>100分の45.1</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙14]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100分の59.75</u>	<u>100分の59.25</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の52.35</u>	<u>100分の48.45</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の49.15</u>	<u>100分の48.95</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.05</u>	<u>100分の44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7エの表 別紙15]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の60</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の60</u>	<u>100分の53.3</u>	<u>100分の47.2</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.8</u>	<u>100分の45.5</u>

[別表第7エの表 別紙16]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の52.05</u>	<u>100分の45.95</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.55</u>	<u>100分の44.25</u>